

(1) 制度の継続的な改善手法

本検査制度は、本格運用後も問題点等が発見され、その問題点の大小に応じた対応が求められる。これらの問題点を体系的に抽出／整理／是正対応がなされるような体系を構築する。

(2) 関係者とのコミュニケーションのあり方

検査制度の概要や実際の検査結果について、関係者に対してどのように発信していくかを検討する。当該関係者の選定、発信する内容、発信する体制等、今後慎重に検討を進める。

(3) 横断的領域の取扱い

安全文化のアспектや関連する取扱いについて、その要否も含め、時間をかけて検討を進める。

(4) 他省庁との連携

現在、現地の消防本部との連携を行い、火災防護に係る情報授受など、その連携を強化している。今後は、厚労省（労働安全、ボイラー／クレーンなど）や警察庁（テロ、サイト内での刑事犯罪に係る対応など）など、原子力安全に関連する可能性のある他省庁との連携も視野に検討を進める。